

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	集中環境施設	集中環境施設プロセス建屋1階において、作業用変圧器の移動作業を行った協力企業作業員が、事務所へ戻った後、臀部の痛みを訴えたため、業務車にて病院に搬送した。診察の結果「仙骨部挫傷」と診断。確認した結果、当該作業員は共同作業員5名とともに、変圧器を載せた台車の移動作業中、傾斜のある床面を乗り越えた際に、台車に取り付けられていた持ち手のパイプを強く引いたところ、このパイプが台車の差込部から抜けたため、その反動で後方の機器の角に臀部をぶつけたことが確認された。	A	8月21日公表済 (PDF68KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系タービンの補助油ポンプ点検後の起動時、軸受部より油のにじみが認められたため、当該ポンプを修理	D	
2	2号機	タービン建屋天井クレーン点検時、天井クレーン用水銀灯の球切れが認められたため、当該水銀灯を交換	D	
3	2号機	復水前置ろ過装置（A）金属採取用流量計において、指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
4	3号機	循環水ポンプおよび補助海水ポンプ軸受温度記録計の点検時、内部部品より異音の発生が認められたため、当該部品を交換	D	
5	4号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸込圧力計監視映像モニタにおいて、残留熱除去系ポンプ（C）吸込圧力計の映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	4号機	残留熱除去系ポンプ（D）のY軸振動及び残留熱除去系ポンプ（C）のX軸振動モニタにおいて、電源表示灯の点滅が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
7	5号機	自動電圧調整装置盤室局所空調機の排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	5号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸込圧力計監視映像モニタにおいて、炉心スプレイ系ポンプ（B）吸込圧力計の映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 3）出口の金属採取用積算流量計において、指示値の不良が認められたため、当該積算流量計を点検・修理	C	12月6日再審議によりグレード変更 D → C
10	集中環境施設	計器設定に関する確認において、洗濯廃液濃縮処理設備ドラム重量の計器仕様表に系統番号の記載漏れが認められたため、対応検討	C	
11	集中環境施設	集中監視制御盤雑固体焼却炉（A）保温起動用押しボタンの仕切り板に破損が認められたため、当該仕切り板を交換	D	
12	その他	IAEA（国際原子力機関）に提出する書類〔設計情報質問表（DIQ）〕の記載内容の再確認時、一部に反映漏れ（燃料体関係）が確認されたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで